

ケイスメントの叛逆罪

羽山忠弘

(大東文化大学法学部非常勤講師)
(元大東文化大学法学研究所所長)

はじめに——略歴等

ロージャー・デイヴィド・ケイスメントは、1864年9月、アイルランドのダブリンに生れた。当時、アイルランド全島は、イギリスの領土であり、アイルランド人は、イギリス国民であった。

彼は、1892年ごろ、領事に任命され、以後1913年8月の退職時までの約21年間、諸所に勤務した。その間、アフリカ、南アメリカの熱帯地方に、探検旅行をした。彼は、それらの地方で、白人の企業者達が、凶悪な、また、残虐な方法で、原住人の労働者を酷使する状況の調査もした。調査結果は、1903年及び1910年の2回にわたって、報告書として、政府に提出された。これらは、その都度大評判となり、彼は、有名人となった。彼は、1911年、ナイトの位を授けられた。

世界大戦——アイルランド旅団結成運動

ケイスメントは、領事退職後、故郷に帰ったようだが、暫くの間、その動静は、不明である。やがて、彼は、アイルランド独立運動者の1人として、歴史に再登場する。

今日は、アイルランド共和国は、独立国だが(1949年4月イギリスから完全に分離)，独立達成までに、多くのアイルランド人又はその祖先が、何百年もの長期にわたり、主としてはイギリスとの関係において、悪戦苦闘(それは、時に人民蜂起という流血の騒ぎなどとなつた)を繰り返してきたことは、よく説明されている。

イギリス国会は、1914年5月、第3次アイルランド自治法案を可決した。しかし、第1次世界大戦の勃発により、この法律の施行は、延期されてしまった。

ケイメントは、そのころ、熱烈な国家主義者で、独立運動者となっていた(前からそうであったのかも知れない)。彼は、まず、アメリカ合衆国に赴き、それからドイツに渡航した。彼は、大戦の勃発を機に、アイルランドの独立を獲得しようと計画し、ドイツ政府から必要な援助を受けることができると信じていた。

イギリスは、1914年8月、ドイツに宣戦して、大戦に参加した。その結果、ベルギー戦線等で、相当数のイギリス将兵がドイツ軍の捕虜となるという事態の発生をみたが、これ

らの捕虜中には、アイルランドの出身者が、かなり多数存在した。ドイツ政府は、アイルランド出身の捕虜を選別し、リムブルク(フランクフルトの北西方の町)に設けた捕虜収容所に集禁し、多少の特別待遇をした模様である。この特別収容が、ドイツ政府の一存によつたものであるか、又はケイスメント等の働きかけによつたものであるかについては、確実な資料の持合せがない。恐らくは、後者であったろう。

ともかく、ケイスメントは、1915年から翌16年にかけて、この特別収容所を訪れている。彼は、「アイルランド旅団」結成のための小印刷物を捕虜に配布し、次の趣旨の呼びかけをした。

「アイルランド人よ。祖国のために戦う時がきた。君達は、イギリスのために戦つたが、イギリスは先祖以来の宿敵であり、そのための戦いは、無に等しい。アイルランド独立のために戦おうではないか。今や、ドイツ政府の援助の下に、アイルランド旅団が結成されつつある。目標は、単にアイルランドの利益のために戦うことにある。旅団は、ドイツ政府から、兵器、弾薬、被服、食糧等を与えられ、ベルリン近郊に駐屯し、ドイツ政府の賓客として待遇される。また、この戦争終了後は、アメリカに渡航を希望する者に対しては、ドイツ政府から、必要な援助が与えられる。」

ケイスメントは、これによって、50人のアイルランド出身捕虜の「旅団」参加をとりつけた。彼等は、イギリスに対する忠誠心を放棄した。しかし、後日談だが、彼等が結局参加させられたのは、「アイルランド旅団」ではなく、ドイツの軍隊であって、彼等は、そこで苦労するだけとなつたらしい。のみならず、圧倒的多数であった、その他のアイルランド出身達は、ケイスメントの呼びかけを怒って拒絶した。彼等は、イギリスへの忠誠心を放棄しなかつた。かくして、彼の「旅団」結成計画は、失敗した。

復活祭人民蜂起——逮捕

他方、遙か西方、アイルランドのダブリンにおいては、1916年の復活祭の翌日に当る4月24日(イースター・マンデイ)を期して、人民が武装蜂起するとの計画が進められていた。ケイメンストは、ドイツに在りながら、この決行について、同志との間で、連絡をとり合っていた。同時に、彼は、ドイツ政府関係者に対して、「自分もこの蜂起に参加したいので、自分の身柄を軍艦でアイルランドへ輸送してほしい。また、武器等の援助もしてほしい」旨の陳情と説得をした。彼のアイルランド到着希望日は、復活祭直前の金曜日(グッド・フライディ)に当る4月21日であった。ドイツ政府は、彼の要請を容れた。彼は、他の2人とともにドイツの潜水艦に乗せられて、ヴィルヘルムハーフェン港を出発した。ドイツ政府は、これとは別に、ノールウェイ貨物船を装った船舶オード号一隻(若干のドイツ水

兵が乗り組み、人民蜂起を援助するための小銃、弾薬等を積載。なお、これは、もとはイギリス船で、ドイツに捕獲されていたものらしい）を準備し、上記の潜水艦に随行させた。

潜水艦のおかげでケイスメントは、正しく4月21日の希望日に、アイルランド西南のトラリー湾内海岸に上陸した。しかし、出迎える筈の同志とは行違いを生じ、内陸に向って歩行していた時、警戒中の者に逮捕された。ケイメントと認知された彼は、ロンドンに護送された。

同じころトラリー湾に到着した仮装ノールウエー船オード号もまた、警戒中のイギリスの軍艦によって不審船舶と認められ、南海岸コークのクイーンズタウン港に護送されたが、到着直前に、乗組員のドイツ水兵は降服し、かつ、貨物船を爆破して、沈没させた。潜水夫の調査により、同船内に多くの小銃、弾薬が発見された。もし、これが首尾よく陸上げされて、アイルランド独立運動者の手に渡っていたら、恐るべき結果を招いたであろうという。

ちなみに、以上の事実にも拘らず、いわゆる「復活祭人民蜂起」は、4月24日から、ダブリン等において、決行された。しかし、これは、手速くイギリス政府によって鎮圧された。そして、同年5月上旬には、若干の蜂起首謀者が、処刑された。

思うに、イギリス政府は、ケイスメントのドイツ内での、いわば半公然的な「旅団」結成運動のほか、アイルランドの情勢に関する諸情報を入手しており、その方面への警戒を怠ってはいなかったに違いない。

叛逆被告事件の裁判経過等

ケイスメントは、叛逆罪の容疑で起訴された。公判は、1916年5月17日の、王座部全裁判官（3人）出席の特別陪審裁判所（通常の陪審裁判では、裁判官は1人である）に付された。検察官として、法務長官以下5人が、弁護人として、少壯有為とされていた法廷弁護士3人が出席した。

さて法廷では、ひとつの法律解釈問題が争われることになった。先に事実問題だが、ケイスメントの、ドイツの捕虜収容所における「旅団」時成の呼びかけ等の点は、証拠十分と考えられたらしく、弁護人も、あまり争わなかった模様である。検察官は、これを前提として、これは敵側加担行為の一種であり、かつ、「エドワード3世制定の叛逆罪法、1351年」が4番目に定めている行為類型に該当する叛逆行為である旨を主張した。弁護人は、反対し、被告人の所為は上記の類型に当らず、従って、被告は無罪であると主張した。多少の解説をしよう。

「エドワード3世制定の叛逆罪法、1351年」というのは、制定者が、コモン・ローにおいて

て叛逆罪に当るとされる行為を類型的に明らかにする目的で定めた法規であって、もとはノルマン・フレンチで書かれたものだが（下記スティーヴン、2巻、248）、その後英訳され、英文の罰条として適用され、法律文献中に掲載されているものである（下記スマス及びホーガン、777は、判りやすい）。それによると、叛逆罪の類型として、5個の行為を定める。まず簡単に述べると、(1)国王その他一定の者に対する殺害企図、(2)国王の一定の近親者に対する加害行為、(3)国王の領土内において、国王に対し戦争を開始する行為、(4)国王の敵に加担する行為、及び(5)大法官等一定の者に対する殺害行為等が、定められている。ケイメントの裁判で論争的になつたのは、上記の(4)の部分で、それは、この部分が「犯罪地」、すなわち、「領土内」とか「領土外」とかいうことに言及しているためであった。詳述すれば、次のとおり。

まず、(4)の部分を馬鹿正直に原文の順序どおりに和訳すると、

「国王の領土内において国王の敵に加担する行為をすること、国王の領土内において国王の敵に援助及び助力を与えることに依って……国王の領土外で行う場合も、同じ」となる。問題とされたのは、末尾の「国王の領土外で行う場合も、同じ」という文言が、先行文の前段及び後段の双方にかかるものと解すべきかと、又は後段のみ、つまり「国王の敵に援助及び助力を与えることに依って」という部分のみにかかるものと解すべきかというに在った。弁護人は、後段支配説を熱心に主張した。一説によれば、この解釈は、原文の奇妙な表現に由来するものであつて、可能性を持った、ひとつの解釈であるという（下記スマス及びホーガン・779）。もし、この解釈が正当だとすれば、ケイメントは、無罪とされなければならない。何故ならば、彼が「旅団」結成の呼びかけ等によって、敵側に援助及び助力を与える行為をしたのは、ドイツ国内つまり「国王の領土外」においてあって、彼は、その時「国王の領土内」に在つたのではないから、前記前段の「国王の領土内において国王の敵に加担する行為」をした場合には該当しない、という次第である。弁護人のこの主張は、ひとつの難問を提起したらしい。というのは、ケイメントの事件前には、叛逆罪に関する国民の国外犯を処罰する旨を明定した法規が乏しく、また、それを肯定する判例、学説等あまり見当らなかった模様であるから。そこで、裁判に關係した法律家達は、1351年法の制定時に遡って、「徽臭い」法令、判例、学説等に関する文献を涉獵し、判断の根拠を求めるのに手間をかけたとのことである。（下記バーケンヘッド卿・254）。

結局、裁判所は、前記罰条(4)の末尾の文言は、その前段と後段の双方にかかるものとした（両者が同位の文であることを理由とする）。これは、はっきりと、同罰条の解釈論として、叛逆罪についての国外犯を認めたものということになるであろうか（ちなみに、アメリカ合衆国憲法第3条第3節第1項本文は、上記「エドワード3世制定の叛逆罪法、1351年」の定め

る(4)類型中の用語の一部を借用して、合衆国に対する叛逆罪を定めているが、そこでは、「合衆国に対して戦を起し、または援助および助力を与えてこれに加担する行為」とするだけで、領土内外の点を謳っていない。下記斎藤真、46。思うに、エドワード3世法の法文の文言は、イギリス国土の法としてのコモン・ローの昔の発想——叛逆罪の犯罪地としては、当時イギリス王が領有した大陸における領地を除くという趣旨——によるものであろうか)。

裁判所の上記法律判断に基づいて、陪審が、「有罪」の評決をした。死刑が、宣告された。ケイスメントは、控訴を申し立てたが、控訴審は、第一審の法律判断をも支持して、控訴を棄却した。彼は、さらに貴族院に上告しようとした。弁護人が、法律論で譲らなかつたらしい。しかし、上告に必要な許可が降りなかった。

ケイスメントは、1916年8月3日、ペントンヴィル監獄で、絞首刑を執行された。イギリス国民の彼に対する反感は、大きかつたらしい。刑の執行があった後、彼がその前にナイトの位を剥奪されたという報道がなされた。

しかしながら、それから約50年たった時、ケイスメントの遺体は、アイルランドに運ばれ、国葬の栄誉を受けたという。

むすび

本稿は、アイルランド独立運動の一部を紹介するというよりも、むしろ、イギリスが昔ながらの法規、判例等を守っている実情の一端を紹介しようとするものである。なお、ケイスメントの判例は、第2次大戦中に発生したジョイス事件（犯人がドイツから利敵放送した）にとって、重要な先例となった（下記アーチボルド）。

文 献 James F. Stephen, 2 A history of the criminal law of England, 1883, 248; J. C. Smith & Brian Hogan, Criminal Law, 1983, 777以下; Lord Birkenhead, Famous trials of history, 1928, 249以下; Lord Denning, Landmarks in the law, 1984, 19以下; Archbold, 39th ed. 1976, §3002以下; 斎藤真訳、アメリカ合衆国憲法（岩波文庫）1981, 46。

[平2・2・8, 天沼]